

令和8年度

尾張西部地区

尾西排水機場除塵設備整備工事

特 別 仕 様 書

東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所



項 目	内 容						
3. 河川区域内 施工	本工事は、河川区域内の工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。						
4. 工事期間中の 休業日	工事期間中の休業日は次のとおりとする。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 現場据付の工事期間には、雨天、休日等を月当たり標準14日見込んでいる。 なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。						
5. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（土日以外の3日間）、年末年始休暇（12月29日～1月3日） ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。						
6. 作業時間の制 限	尾西排水機場の施設管理者である愛知県海部農林水産事務所の勤務時間は、平日の8:45から17:30であり、工事における作業時間は、施設管理者の勤務時間内であることを原則とする。 なお、やむを得ず施設管理者の勤務時間外に作業を行う必要がある場合は、事前に監督職員と協議するものとする。						
7. 現場技術員	本工事は、共通仕様書（施）第1章1-1-12に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。						
第4章 現場条件							
1. 関連工事等	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているため、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡・打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="406 1294 1141 1332">工 事 名</th> <th data-bbox="1141 1294 1473 1332">施 工（予 定）時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="406 1332 1141 1422">尾張西部地区 尾西排水機場建屋補修・除塵設備沈下対策他工事（仮称）</td> <td data-bbox="1141 1332 1473 1422">令和8年4月～ 令和9年3月（予定）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 1422 1141 1512">尾張西部地区 尾西排水機場監視操作設備更新（その3）工事（仮称）</td> <td data-bbox="1141 1422 1473 1512">令和8年5月～ 令和9年3月（予定）</td> </tr> </tbody> </table>	工 事 名	施 工（予 定）時 期	尾張西部地区 尾西排水機場建屋補修・除塵設備沈下対策他工事（仮称）	令和8年4月～ 令和9年3月（予定）	尾張西部地区 尾西排水機場監視操作設備更新（その3）工事（仮称）	令和8年5月～ 令和9年3月（予定）
工 事 名	施 工（予 定）時 期						
尾張西部地区 尾西排水機場建屋補修・除塵設備沈下対策他工事（仮称）	令和8年4月～ 令和9年3月（予定）						
尾張西部地区 尾西排水機場監視操作設備更新（その3）工事（仮称）	令和8年5月～ 令和9年3月（予定）						
2. 搬入路	現場への搬入路は、16tクレーン車の通行を想定しているが、受注者は排水機場の状況を十分に確認し、必要に応じて養生等を行わなければならない。 なお、特別な対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。						
3. 第三者に対す る措置	(1) 保安対策 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、関係機関との協議調整、現地の交通状況等により必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) その他 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。						
4. 関係機関との 調整	受注者は、下記について必要な協議調整等を行わなければならない。 (1) 設備輸送ルートの使用許可申請 (2) 危険物等の届出						

項 目	内 容
<p>第5章 提出図書等</p> <p>1. 承諾図書</p> <p>2. 施工図</p> <p>3. 官公庁への手続き等</p>	<p>(3) その他工事に必要な協議調整等</p> <p>(1) 共通仕様書（施）第1章1-1-7に示す実施仕様書、計算書及び詳細図の提出は、工事の余裕期間終了後から30日以内に提出するものとする。 また、承諾、不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。</p> <p>(2) 本工事で施工した施設について、工事竣工後においても材料調達を含めた、迅速な対応が可能となるよう、メンテナンス体制を確保する資料を作成の上、監督職員及び施設管理者と打合せを行うものとする。</p> <p>受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者に代わり、その損害を負担し又は回復等の処置を講ずるものとする。</p> <p>共通仕様書（施）第1章1-1-47に示す手続きが必要となった場合は、以下のとおり申請書類を監督職員に提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な申請書 1部</li> </ul>
<p>第6章 仮 設</p> <p>1. 工事用電力</p> <p>2. 仮設レール敷設工</p> <p>3. 仮囲い設置工</p>	<p>据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。 ただし、排水機場の除塵設備等に係るものを除く。</p> <p>除塵機本体の整備は、尾西排水機場敷地内（西側）での現場整備を想定しており、既設レール西側に仮設レールを敷設して走行路を延長し、電動ウインチ等により除塵機本体を仮設レール上に移動させた後、整備を行うものとする。</p> <p>現場塗替塗装にあたっての旧塗膜くずの飛散防止対策として、図面に示すとおり仮囲い（足場工、板張及びシート張防護工）の設置を想定しているが、範囲等の変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p>
<p>第7章 工事用地等</p> <p>1. 発注者が確保している用地</p> <p>2. 工事用地等の使用及び返還</p>	<p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、尾西排水機場敷地内である。</p> <p>(1) 前項の土地の使用及び返還に伴う詳細については、監督職員が指示するので、それに従うものとする。</p> <p>(2) 工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地及び返還するときは、監督職員に報告するものとする。</p>
<p>第8章 貸与する資料等</p> <p>1. 貸与する資料</p>	<p>本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。</p> <p>(1) 資 料 名 令和6年度 尾張西部地区 尾西排水機場除塵設備実施設計業務報告書</p> <p>(2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで</p> <p>(3) 返納場所 東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所</p> <p>(4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。</p> <p>(5) そ の 他 その他必要となる資料については、監督職員と協議するものとし、</p>

項 目	内 容																																								
<p>第9章 試運転調整等</p> <p>1. 運転管理及び運転操作</p> <p>第10章 設 計</p> <p>1. 一般事項</p> <p>2. 既設設備条件</p>	<p>追加資料等があった場合の取扱いは上記のとおりとする。</p> <p>除塵設備整備後、以下の時期までに操作設備（機側）による試運転調整を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和9年3月10日まで</li> </ul> <p>上記、試運転調整作業の実施に当たっては、作業前に実施計画書を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。</p> <p>試運転調整完了後、結果を監督職員に提出するものとする。</p> <p>(1) 受注者は、施工前及び施工途中において、第8章第1項の貸与する資料等を基に工事請負契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。</p> <p>(3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。</p> <p>(4) 運転が確実で操作の容易なものとする。</p> <p>(5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。</p> <p>(1) 周囲条件            気温：-10℃～40℃            湿度：30%～80%</p> <p>(2) 既設除塵設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="437 1178 1310 2029"> <tbody> <tr> <td>型 式</td> <td>移動レーキアーム往復油圧シリンダ式除塵機</td> </tr> <tr> <td>設 置 数</td> <td>1 基</td> </tr> <tr> <td>搔上能力</td> <td>500kg/ 1 回</td> </tr> <tr> <td>昇降速度</td> <td>7.0m/min</td> </tr> <tr> <td>走行速度</td> <td>10.0m/min</td> </tr> <tr> <td>電 動 機</td> <td>油圧ユニット：18.5kW 走行：1.5kW×2台</td> </tr> <tr> <td>レール</td> <td>37kgレール CtoC 4.000m</td> </tr> <tr> <td>操作方式</td> <td>手動及び自動</td> </tr> <tr> <td>集電方式</td> <td>ケーブルリール方式</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">スクリーン</td> <td>有効面積</td> <td>6.000m×7.270m×2水路 5.400m×7.270m×2水路</td> </tr> <tr> <td>据付角</td> <td>75°</td> </tr> <tr> <td>ピッチ</td> <td>79mm（有効目幅70mm）</td> </tr> <tr> <td>材 質</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">コンベヤ</td> <td>型 式</td> <td>チェーンコンベヤ</td> </tr> <tr> <td>設 置 数</td> <td>1 基</td> </tr> <tr> <td>コンベヤ幅</td> <td>1.200m</td> </tr> <tr> <td>水平機長</td> <td>7.400m</td> </tr> <tr> <td>速 度</td> <td>5m/min</td> </tr> <tr> <td>電 動 機</td> <td>3.7kW</td> </tr> </tbody> </table>	型 式	移動レーキアーム往復油圧シリンダ式除塵機	設 置 数	1 基	搔上能力	500kg/ 1 回	昇降速度	7.0m/min	走行速度	10.0m/min	電 動 機	油圧ユニット：18.5kW 走行：1.5kW×2台	レール	37kgレール CtoC 4.000m	操作方式	手動及び自動	集電方式	ケーブルリール方式	スクリーン	有効面積	6.000m×7.270m×2水路 5.400m×7.270m×2水路	据付角	75°	ピッチ	79mm（有効目幅70mm）	材 質	SUS304	コンベヤ	型 式	チェーンコンベヤ	設 置 数	1 基	コンベヤ幅	1.200m	水平機長	7.400m	速 度	5m/min	電 動 機	3.7kW
型 式	移動レーキアーム往復油圧シリンダ式除塵機																																								
設 置 数	1 基																																								
搔上能力	500kg/ 1 回																																								
昇降速度	7.0m/min																																								
走行速度	10.0m/min																																								
電 動 機	油圧ユニット：18.5kW 走行：1.5kW×2台																																								
レール	37kgレール CtoC 4.000m																																								
操作方式	手動及び自動																																								
集電方式	ケーブルリール方式																																								
スクリーン	有効面積	6.000m×7.270m×2水路 5.400m×7.270m×2水路																																							
	据付角	75°																																							
	ピッチ	79mm（有効目幅70mm）																																							
	材 質	SUS304																																							
コンベヤ	型 式	チェーンコンベヤ																																							
	設 置 数	1 基																																							
	コンベヤ幅	1.200m																																							
	水平機長	7.400m																																							
	速 度	5m/min																																							
電 動 機	3.7kW																																								

項 目	内 容																																																									
第11章 構造及び製作																																																										
1. 一般事項	<p>(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第7章「除塵設備」によるものとする。</p> <p>(2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第7章「除塵設備」によるものとする。</p> <p>(3) 本設備は、共通仕様書（施）第7章「除塵設備」によるものとするが、受注者の新技術、新製品等があれば提案を行うことが可能である。</p> <p>(4) 除塵機主要部は、運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。</p> <p>(5) 整備作業中、整備方法の変更や新たに補修を必要と判断される箇所が発見された場合は、速やかに監督職員に報告し、協議するものとする。</p>																																																									
2. 除塵機整備	<p>除塵機本体の整備内容は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 製作及び部品交換</p> <p>1) 下表に示す部位について、製作又は購入品（相当品）にて更新を行う。</p> <p>①ケーシングローラ</p> <table border="1" data-bbox="464 824 1386 1025"> <thead> <tr> <th>部位名称</th> <th>規格等</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ローラ及びブラケット①</td> <td>SUS304（ローラ、軸） SS400（ブラケット他）</td> <td>12個</td> </tr> <tr> <td>ローラ及びブラケット②</td> <td>SUS304（ローラ、軸） SS400（ブラケット他）</td> <td>24個</td> </tr> </tbody> </table> <p>②昇降装置駆動部</p> <table border="1" data-bbox="464 1106 1386 1308"> <thead> <tr> <th>部位名称</th> <th>規格等</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軸</td> <td>S45C-N等</td> <td>2組</td> </tr> <tr> <td>スプロケット</td> <td>BF140 NT=16</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ローラチェーン</td> <td>BF140 119リンク</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>BF140 121リンク</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table> <p>③走行装置駆動部</p> <table border="1" data-bbox="464 1388 1386 1836"> <thead> <tr> <th>部位名称</th> <th>規格等</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">軸受 (プランマーブロック)</td> <td>SV215+22215EAD1+SR130×9.5 (オイルシール、座金・ナット含む)</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>SV215M1+22215EAD1+SR130×9.5 (オイルシール、座金・ナット含む)</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スプロケット</td> <td>RS100 NT=26</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>RS100 NT=20</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>ローラチェーン</td> <td>RS100 88リンク (オフセットリンク含む)</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>チェーンカップリング</td> <td>CR6022H (ケース付)</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>電動機付きサイクロ減速機</td> <td>CHHM2-6160DB-EP-B-165 1.5kW (ブレーキ付き)</td> <td>2台</td> </tr> </tbody> </table> <p>④コンベヤ装置駆動部</p> <table border="1" data-bbox="464 1917 1386 2119"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>規格等</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駆動軸</td> <td>S45C-N等</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>テール軸</td> <td>S45C-N等</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>軸受 (ピロー形ユニット)</td> <td>UCP316D1</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table>	部位名称	規格等	数量	ローラ及びブラケット①	SUS304（ローラ、軸） SS400（ブラケット他）	12個	ローラ及びブラケット②	SUS304（ローラ、軸） SS400（ブラケット他）	24個	部位名称	規格等	数量	軸	S45C-N等	2組	スプロケット	BF140 NT=16	4個	ローラチェーン	BF140 119リンク	2個	BF140 121リンク	2個	部位名称	規格等	数量	軸受 (プランマーブロック)	SV215+22215EAD1+SR130×9.5 (オイルシール、座金・ナット含む)	4個	SV215M1+22215EAD1+SR130×9.5 (オイルシール、座金・ナット含む)	4個	スプロケット	RS100 NT=26	2個	RS100 NT=20	2個	ローラチェーン	RS100 88リンク (オフセットリンク含む)	2個	チェーンカップリング	CR6022H (ケース付)	2個	電動機付きサイクロ減速機	CHHM2-6160DB-EP-B-165 1.5kW (ブレーキ付き)	2台	機器名称	規格等	数量	駆動軸	S45C-N等	1基	テール軸	S45C-N等	1基	軸受 (ピロー形ユニット)	UCP316D1	2個
部位名称	規格等	数量																																																								
ローラ及びブラケット①	SUS304（ローラ、軸） SS400（ブラケット他）	12個																																																								
ローラ及びブラケット②	SUS304（ローラ、軸） SS400（ブラケット他）	24個																																																								
部位名称	規格等	数量																																																								
軸	S45C-N等	2組																																																								
スプロケット	BF140 NT=16	4個																																																								
ローラチェーン	BF140 119リンク	2個																																																								
	BF140 121リンク	2個																																																								
部位名称	規格等	数量																																																								
軸受 (プランマーブロック)	SV215+22215EAD1+SR130×9.5 (オイルシール、座金・ナット含む)	4個																																																								
	SV215M1+22215EAD1+SR130×9.5 (オイルシール、座金・ナット含む)	4個																																																								
スプロケット	RS100 NT=26	2個																																																								
	RS100 NT=20	2個																																																								
ローラチェーン	RS100 88リンク (オフセットリンク含む)	2個																																																								
チェーンカップリング	CR6022H (ケース付)	2個																																																								
電動機付きサイクロ減速機	CHHM2-6160DB-EP-B-165 1.5kW (ブレーキ付き)	2台																																																								
機器名称	規格等	数量																																																								
駆動軸	S45C-N等	1基																																																								
テール軸	S45C-N等	1基																																																								
軸受 (ピロー形ユニット)	UCP316D1	2個																																																								

項 目	内 容		
	軸受 (テークアップ形ユニット)	CM-UCT-312D1	2 個
	スプロケット (伝動チェーン用)	RS120 NT=21	1 個
		RS120 NT=29	1 個
	伝動チェーン	RS120 83リンク+5(2-オフセットリンク含む)	1 個
	スプロケット (コンベヤチェーン用)	RF10100-S NT=8	4 個
	コンベヤチェーン	RF10100-S-A2 164リンク (A2アタッチメント 6ピッチ毎)	2 個
電動機付きサイクロ減速機	CHHM5-6175DC-EPTL-B-195 3.7kW (ブレーキ付)	1 台	
⑤油圧装置			
	部位名称	規格等	数量
	ホースリール台	SS400	1 式
	ホースリール	HRD-3-252E1	1 台
	高圧ゴムホース (昇降シリンダ用)	H140-32-2300L(1004付)	1 本
		H140-32-2200L(1004付)	1 本
	高圧ゴムホース (押引シリンダ用)	H140-25-2300L(1004付)	1 本
		H140-25-2200L(1004付)	1 本
	高圧ゴムホース (レーキ開閉シリンダ用)	H140-19-2000L(1004付)	2 本
		H140-19-12000L(1004付)	2 本
	油圧シリンダ (昇降シリンダ用)	14MPa、TC形(ジャバラ付) D=180、d=100、ST=4500	1 基
油圧シリンダ (押引シリンダ用)	14MPa、CA形(ジャバラ付) D=125、d=71、ST=600	1 基	
油圧シリンダ (レーキ開閉シリンダ用)	14MPa、CA形(ジャバラ付) D=100、d=56、ST=306	1 基	
油圧ユニット	常用圧力 : 12.74MPa ポンプ吐出量 : 62L/min 電動機 : 18.5kW タンク容量 : 380L	1 台	
⑥深度発信装置			
	部位名称	規格等	数量
	軸	S45C-N等	1 組
	スプロケット	RS40 NT=70	1 個
		RS40 NT=18	1 個
		RS40 NT=19	1 個
	ローラチェーン	RS40 372リンク (K-1アタッチメント付)	1 個
RS40 59リンク (オフセットリンク付)		2 個	
シンクロ発信器	PT2400G-86A i=1/6	1 台	
⑦定位置停止装置			
	部位名称	規格等	数量
	ストライカー	SS400	13基
	近接スイッチ	TL-N20MY1 (取付金具含む)	12個

項 目	内 容												
3. 走行路整備	⑧給電装置 <table border="1" data-bbox="464 197 1386 315"> <thead> <tr> <th>部位名称</th> <th>規格等</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケーブルリール</td> <td>CSJ-54WR(複合ケーブル含む) 2PNCT(38sq-4C、2sq-10C)×75m</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	部位名称	規格等	数量	ケーブルリール	CSJ-54WR(複合ケーブル含む) 2PNCT(38sq-4C、2sq-10C)×75m	1台						
	部位名称	規格等	数量										
	ケーブルリール	CSJ-54WR(複合ケーブル含む) 2PNCT(38sq-4C、2sq-10C)×75m	1台										
	⑨機械カバー <table border="1" data-bbox="464 398 1386 562"> <thead> <tr> <th>部位名称</th> <th>規格等</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>走行モータカバー</td> <td>SS400</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>走行チェーンカバー</td> <td>SS400</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>コンベヤモータカバー</td> <td>SS400</td> <td>1基</td> </tr> </tbody> </table>	部位名称	規格等	数量	走行モータカバー	SS400	2基	走行チェーンカバー	SS400	2基	コンベヤモータカバー	SS400	1基
	部位名称	規格等	数量										
	走行モータカバー	SS400	2基										
	走行チェーンカバー	SS400	2基										
	コンベヤモータカバー	SS400	1基										
	2) 既設設備の整備に際して取り外したボルト・ナット（SUS製品）、走行レールストッパー、ケーブル受けについては既設利用（撤去品の再使用）を想定しているが、再使用が困難な場合は監督職員と協議するものとする。												
	(2) 塗替塗装 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 製作又は購入品（相当品）による更新部位を除いた鋼材部について、現場にて塗替塗装（素地調整及び再塗装）を行う。</li> <li>2) 塗装仕様は、第14章3. 塗装仕様によるものとする。</li> </ol>												
走行路の整備内容は、以下のとおりとする。													
(1)更新													
1) 下表に示す部位について更新を行う。													
<table border="1" data-bbox="464 1077 1386 1160"> <thead> <tr> <th>部位名称</th> <th>規格等</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>走行レール（一部）</td> <td>37kgレール</td> <td>7.6m×2条</td> </tr> </tbody> </table>	部位名称	規格等	数量	走行レール（一部）	37kgレール	7.6m×2条							
部位名称	規格等	数量											
走行レール（一部）	37kgレール	7.6m×2条											
2) 新設走行レールの据付については、関連工事における作業が完了した後の施工となるので、具体の作業時期については関連工事と調整するものとする。													
第12章 運転操作・ 制御方式 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運転管理</li> <li>2. 運転操作</li> </ol>	(1) 機側（除塵機操作室）及び中央（尾西排水機場操作室）における運転管理の内容は既設と同様とし、別紙－2「管理項目表」に示すとおりとする。 (2) 信号等情報の受渡し方法は次による。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 監視信号 無電圧連続a接点</li> <li>2) 制御信号 無電圧連続a接点</li> </ol> 除塵設備の運転操作の内容は既設と同様とし、別紙－3「運転操作要領」に示すとおりとする。												
第13章 電気通信 設備 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般事項</li> </ol>	(1) 高圧受変電設備、高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」（令和元年7月農林水産省農村振興局整備部設計課）に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM等）は、共通仕様書（施）及び関係諸基準に準ずるものとする。 (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする (3) 本工事に必要な予備品は、設計図書によるものとする。												

項 目	内 容																																																	
2. 負荷設備	<p>(4) 電源・接地線・信号回路等の外部との接続部分には、確実な耐雷対策を行うものとする。</p> <p>(5) 回路構成等</p> <p>1) 除塵設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。</p> <p>2) 盤内照明はLEDとし、ドアスイッチにより点滅するものとする。</p> <p>3) スペースヒータは、スナップスイッチ及びサーモスタットにより入・切する。</p> <p>(6) 指示計及び表示灯</p> <p>1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計はモーター毎に対応させるものとする。</p> <p>2) 状態表示及び故障表示は集合表示とし、ランプテストができるものとする。</p> <p>3) 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。</p> <p>(7) 設置場所</p> <p>機側操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、ゲート開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設置する。</p>																																																	
	<p>(1) 除塵機制御盤</p> <p>1) 機器仕様</p> <p>① 形 式 閉鎖自立形</p> <p>② 使用場所 屋内</p> <p>③ 材 質 普通鋼板</p> <p>④ 盤 面 数 1 面</p> <p>2) 盤面取付機器</p> <table data-bbox="446 963 941 1366"> <tr><td>① 交流電流計</td><td>3 個</td></tr> <tr><td>② 交流電圧計</td><td>1 個</td></tr> <tr><td>③ 状態表示器</td><td>4 個</td></tr> <tr><td>④ 故障表示器</td><td>1 5 個</td></tr> <tr><td>⑤ 警報</td><td>5 個</td></tr> <tr><td>⑥ 押釦</td><td>3 個</td></tr> <tr><td>⑦ スナップスイッチ</td><td>1 個</td></tr> <tr><td>⑧ 運転時間計</td><td>1 個</td></tr> <tr><td>⑨ 運転度数計</td><td>1 個</td></tr> <tr><td>⑩ レーキカウンター</td><td>2 個</td></tr> </table> <p>3) 盤内取付機器</p> <table data-bbox="446 1411 941 1993"> <tr><td>① 漏電遮断器</td><td>1 個</td></tr> <tr><td>② 配線用遮断器</td><td>8 個</td></tr> <tr><td>③ 可逆電磁接触器</td><td>1 組</td></tr> <tr><td>④ 電磁接触器</td><td>7 個</td></tr> <tr><td>⑤ 3 要素継電器</td><td>2 個</td></tr> <tr><td>⑥ 漏電継電器</td><td>1 個</td></tr> <tr><td>⑦ 進相コンデンサ</td><td>1 個</td></tr> <tr><td>⑧ スペースヒータ</td><td>1 個</td></tr> <tr><td>⑨ 盤内照明灯</td><td>1 個</td></tr> <tr><td>⑩ 除湿器</td><td>1 個</td></tr> <tr><td>⑪ 換気ファン</td><td>1 個</td></tr> <tr><td>⑫ 補助継電器</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>⑬ 限時継電器</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>⑭ PLC</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>⑮ その他必要なもの</td><td>1 式</td></tr> </table> <p>(2) 除塵機操作卓</p> <p>1) 機器仕様</p>	① 交流電流計	3 個	② 交流電圧計	1 個	③ 状態表示器	4 個	④ 故障表示器	1 5 個	⑤ 警報	5 個	⑥ 押釦	3 個	⑦ スナップスイッチ	1 個	⑧ 運転時間計	1 個	⑨ 運転度数計	1 個	⑩ レーキカウンター	2 個	① 漏電遮断器	1 個	② 配線用遮断器	8 個	③ 可逆電磁接触器	1 組	④ 電磁接触器	7 個	⑤ 3 要素継電器	2 個	⑥ 漏電継電器	1 個	⑦ 進相コンデンサ	1 個	⑧ スペースヒータ	1 個	⑨ 盤内照明灯	1 個	⑩ 除湿器	1 個	⑪ 換気ファン	1 個	⑫ 補助継電器	1 式	⑬ 限時継電器	1 式	⑭ PLC	1 式	⑮ その他必要なもの
① 交流電流計	3 個																																																	
② 交流電圧計	1 個																																																	
③ 状態表示器	4 個																																																	
④ 故障表示器	1 5 個																																																	
⑤ 警報	5 個																																																	
⑥ 押釦	3 個																																																	
⑦ スナップスイッチ	1 個																																																	
⑧ 運転時間計	1 個																																																	
⑨ 運転度数計	1 個																																																	
⑩ レーキカウンター	2 個																																																	
① 漏電遮断器	1 個																																																	
② 配線用遮断器	8 個																																																	
③ 可逆電磁接触器	1 組																																																	
④ 電磁接触器	7 個																																																	
⑤ 3 要素継電器	2 個																																																	
⑥ 漏電継電器	1 個																																																	
⑦ 進相コンデンサ	1 個																																																	
⑧ スペースヒータ	1 個																																																	
⑨ 盤内照明灯	1 個																																																	
⑩ 除湿器	1 個																																																	
⑪ 換気ファン	1 個																																																	
⑫ 補助継電器	1 式																																																	
⑬ 限時継電器	1 式																																																	
⑭ PLC	1 式																																																	
⑮ その他必要なもの	1 式																																																	

項 目	内 容																											
	① 形 式 デスク形（卓上式） ② 使用場所 屋内 ③ 材 質 普通鋼板 ④ 用 途 除塵機操作（コンベヤ、油圧ユニット含む） 2) 盤面取付機器 ① 深度計（シンクロ受信器） 3個 ② ランプ付き押釦 19個 ③ 押釦 11個 ④ 状態表示器 15個 ⑤ 故障表示器 1個 ⑥ 非常停止押釦 1個 3) 盤内取付機器 ① 端子台 1式 ② その他必要なもの 1式																											
第14章 塗 装																												
1. 一般事項	(1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、塗装色は監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は、正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。 (3) ステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。 (4) 標準膜厚は各測定値の平均値とするが、最低膜厚は標準膜厚の70%以上とする。																											
2. 施工方法	(1) 素地調整作業は、素地調整前に水洗い・清掃により汚れを落とした後、鋼材表面の素地調整を十分に行うものとする。 (2) 素地調整後は発錆防止等のため、速やかに前処理塗装（以下「一次プライマー」という。）を施さなければならない。 (3) 塗装作業（各層の塗り重ね）は、塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層ごとに色分けを行い施工するものとする。 (4) 現場及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。 (5) 既設塗膜には、鉛を含有している塗料が使用されているため、素地調整に必要な作業計画及び曝露防止のために必要な安全対策等については、あらかじめ監督職員と協議するものとする。 また、素地調整時に発生する旧塗膜くず等については、関係法令に基づき適切に処分するものとする。																											
3. 塗装仕様	(1) 除塵機本体（工場製作塗装） <table border="1" data-bbox="411 1688 1445 2013"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 1688 512 1771">施工場所</th> <th data-bbox="512 1688 683 1771">工程</th> <th data-bbox="683 1688 1082 1771">塗料等</th> <th data-bbox="1082 1688 1235 1771">標準膜厚</th> <th data-bbox="1235 1688 1350 1771">塗装方法</th> <th data-bbox="1350 1688 1445 1771">塗装方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 1771 512 2016" rowspan="5">工場</td> <td data-bbox="512 1771 683 1809">素地調整</td> <td data-bbox="683 1771 1082 1809">1種ケレン</td> <td data-bbox="1082 1771 1235 1809">—</td> <td data-bbox="1235 1771 1350 2016" rowspan="5">最終層 淡緑系</td> <td data-bbox="1350 1771 1445 2016" rowspan="5">エアレス スプレー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1809 683 1848">1次プライマー</td> <td data-bbox="683 1809 1082 1848">エポキシシンクリッププライマー</td> <td data-bbox="1082 1809 1235 1848">(15μm)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1848 683 1886">下塗①</td> <td data-bbox="683 1848 1082 1886">弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td> <td data-bbox="1082 1848 1235 1886">80μm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1886 683 1924">下塗②</td> <td data-bbox="683 1886 1082 1924">弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td> <td data-bbox="1082 1886 1235 1924">80μm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1924 683 1962">中塗</td> <td data-bbox="683 1924 1082 1962">弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料</td> <td data-bbox="1082 1924 1235 1962">40μm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1962 683 2000">上塗</td> <td data-bbox="683 1962 1082 2000">弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料</td> <td data-bbox="1082 1962 1235 2000">30μm</td> </tr> </tbody> </table>	施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗装方法	塗装方法	工場	素地調整	1種ケレン	—	最終層 淡緑系	エアレス スプレー	1次プライマー	エポキシシンクリッププライマー	(15μm)	下塗①	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	80μm	下塗②	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	80μm	中塗	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	40μm	上塗	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	30μm
施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗装方法	塗装方法																							
工場	素地調整	1種ケレン	—	最終層 淡緑系	エアレス スプレー																							
	1次プライマー	エポキシシンクリッププライマー	(15μm)																									
	下塗①	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	80μm																									
	下塗②	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	80μm																									
	中塗	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	40μm																									
上塗	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	30μm																										
	※（ ）数値は膜厚に含まない。																											

項 目	内 容															
第15章 据 付 1. 一般事項  2. 機械設備  3. 電気設備          4. 撤去復旧工          5. 据付材料	(2) 除塵機本体（現場塗替塗装）															
	施工 場所	工程	塗料等	標準 膜厚	塗装 方法	塗装 方法										
	現場	素地調整	3種ケレンA	—	最終層 淡緑系	刷毛 ・ ローラー 塗り										
		下塗①	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	80 μm												
		下塗②	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	80 μm												
		中塗	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	40 μm												
		上塗	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	30 μm												
	<p>据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節及び第7章第5節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。</p>															
	<p>設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。</p>															
	<p>(1) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。</p> <p>(2) 機器等の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。</p> <p>なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。</p> <p>また、耐震クラスは「配電盤・制御盤の耐震設計指針」に示すSクラス以上とする。</p> <p>(3) 電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。</p> <p>(4) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。</p> <p>なお、めねじ形の金属拡張アンカーは使用しないものとする。</p>															
	<p>(1) 防護柵撤去復旧工</p> <p>本工事の施工に当たり支障となる防護柵（侵入防止柵）を撤去復旧する。</p> <p>なお、撤去した防護柵は既設利用（撤去品の再使用）を想定しているため、損傷を与えないよう丁寧に撤去し、復旧するまでの間は受注者の責において適正に保管するものとする。</p> <p>なお、現場条件により再使用が困難な場合は監督職員と協議するものとする。</p>															
	<p>本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>															
	<p>(1) 規格及び品質</p> <p>本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は、下記によるものとする。</p> <p>1) 電線</p> <table border="0" data-bbox="512 1892 1481 2049"> <tr> <td>600Vポリエチレンケーブル（600V CV）</td> <td>JIS C 3605</td> </tr> <tr> <td>制御用ケーブル（CVV）</td> <td>JIS C 3401</td> </tr> <tr> <td>制御用ケーブル（遮へい付）（CVV-S）</td> <td>JCS 4258</td> </tr> <tr> <td>600Vビニル絶縁電線（IV）</td> <td>JIS C 3307</td> </tr> </table> <p>2) 電線管</p> <table border="0" data-bbox="512 2083 1481 2125"> <tr> <td>厚鋼電線管（G）</td> <td>JIS C 8305</td> </tr> </table>						600Vポリエチレンケーブル（600V CV）	JIS C 3605	制御用ケーブル（CVV）	JIS C 3401	制御用ケーブル（遮へい付）（CVV-S）	JCS 4258	600Vビニル絶縁電線（IV）	JIS C 3307	厚鋼電線管（G）	JIS C 8305
	600Vポリエチレンケーブル（600V CV）	JIS C 3605														
	制御用ケーブル（CVV）	JIS C 3401														
制御用ケーブル（遮へい付）（CVV-S）	JCS 4258															
600Vビニル絶縁電線（IV）	JIS C 3307															
厚鋼電線管（G）	JIS C 8305															

項 目	内 容																																	
	<p>金属製可とう電線管 JIS C 8309</p> <p>3) 鋼材 鉄筋（異形棒鋼） JIS G 3112 (SD295)</p> <p>4) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="478 392 1460 672"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼び強度 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法 (mm)</th> <th>W/C (%)</th> <th>セメントの種類</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋 コンクリート</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>25</td> <td>60以下</td> <td>N又はBB</td> <td>基礎コンクリート</td> </tr> <tr> <td>無筋 コンクリート</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>25</td> <td>65以下</td> <td>N又はBB</td> <td>均しコンクリート</td> </tr> </tbody> </table> <p>※粗骨材の最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。</p> <p>(2) 見本又は資料の提出 下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="470 869 1332 1115"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>提出資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗料</td> <td>カタログ・試験成績書・色見本等</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>試験成績書</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>配合計画書</td> </tr> <tr> <td>電線及び電線管</td> <td>カタログ等</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>カタログ・試験成績書</td> </tr> </tbody> </table>	種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの種類	使用目的	鉄筋 コンクリート	21	12	25	60以下	N又はBB	基礎コンクリート	無筋 コンクリート	18	8	25	65以下	N又はBB	均しコンクリート	材料名	提出資料	塗料	カタログ・試験成績書・色見本等	鉄筋	試験成績書	コンクリート	配合計画書	電線及び電線管	カタログ等	アンカーボルト	カタログ・試験成績書
種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの種類	使用目的																												
鉄筋 コンクリート	21	12	25	60以下	N又はBB	基礎コンクリート																												
無筋 コンクリート	18	8	25	65以下	N又はBB	均しコンクリート																												
材料名	提出資料																																	
塗料	カタログ・試験成績書・色見本等																																	
鉄筋	試験成績書																																	
コンクリート	配合計画書																																	
電線及び電線管	カタログ等																																	
アンカーボルト	カタログ・試験成績書																																	
6. 建設資材廃棄物等の搬出	<p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="411 1272 1444 1433"> <thead> <tr> <th>建設資材 廃棄物</th> <th>処理施設名</th> <th>住 所</th> <th>受入時間</th> <th>事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃油</td> <td>近藤産興(株) 飛島工場</td> <td>愛知県海部郡飛島村大字 梅之郷字東梅15</td> <td>8:00 ～17:00</td> <td>最終処分 業者</td> </tr> </tbody> </table>	建設資材 廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	廃油	近藤産興(株) 飛島工場	愛知県海部郡飛島村大字 梅之郷字東梅15	8:00 ～17:00	最終処分 業者																							
建設資材 廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																														
廃油	近藤産興(株) 飛島工場	愛知県海部郡飛島村大字 梅之郷字東梅15	8:00 ～17:00	最終処分 業者																														
7. 特定建設資材の分別解体等	<p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容、分別解体等の方法は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="411 1590 1321 2107"> <thead> <tr> <th></th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工程ごとの作業内容及び解体方法</td> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 ■有 □無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工工事 □有 ■無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>③基礎</td> <td>基礎工事 ■有 □無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④本体構造</td> <td>本体構造の工事 □有 ■無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td> <td>本体付属品の工事 □有 ■無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑥その他</td> <td>その他 □有 ■無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>		工程	作業内容	分別解体等の方法	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	②土工	土工工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用										
	工程	作業内容	分別解体等の方法																															
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																															
	②土工	土工工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																															
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																															
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																															
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																															
	⑥その他	その他 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																															

項 目	内 容															
<p>8. 工事現場発生材</p>	<p>注) ■が該当部分である。</p> <p>共通仕様書（施）第1章1-1-23に示す工事現場発生材は、下記に示す材料を想定している。</p> <p>現場発生材は、重量を計測するものとする。計測に当たっては、監督職員に確認を受け、現場発生材報告書を提出するものとする。</p> <p>なお、保管場所の詳細については別途監督職員が示すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーシングローラ</li> <li>・昇降装置駆動部</li> <li>・走行装置駆動部</li> <li>・コンベヤ装置駆動部</li> <li>・油圧装置</li> <li>・機械カバー</li> <li>・電線及び電線管</li> </ul>															
<p>第16章 試験及び検査</p> <p>1. 施工段階確認</p>	<p>(1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p> <p>1) 施設機械工事等</p> <table border="1" data-bbox="438 943 1310 1420"> <thead> <tr> <th data-bbox="438 943 507 1061">工種</th> <th colspan="2" data-bbox="507 943 855 1061">確認内容</th> <th data-bbox="855 943 1139 1061">確認時期</th> <th data-bbox="1139 943 1235 1061">遠隔確認対象</th> <th data-bbox="1235 943 1310 1061">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="438 1061 507 1263" rowspan="2">除塵設備</td> <td data-bbox="507 1061 576 1263">出来形管理</td> <td data-bbox="576 1061 855 1263">施設機械工事等施工管理基準第2編第4章第1節「直接測定による出来形管理」による</td> <td data-bbox="855 1061 1139 1263" rowspan="2">施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節総則による</td> <td data-bbox="1139 1061 1235 1263">○</td> <td data-bbox="1235 1061 1310 1263" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1263 576 1420">品質管理</td> <td data-bbox="576 1263 855 1420">施設機械工事等施工管理基準第2編第4章第2節「品質管理」による</td> <td data-bbox="1139 1263 1235 1420">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (1)の1)の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <p>(3) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。</p>	工種	確認内容		確認時期	遠隔確認対象	備考	除塵設備	出来形管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第4章第1節「直接測定による出来形管理」による	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節総則による	○		品質管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第4章第2節「品質管理」による	○
工種	確認内容		確認時期	遠隔確認対象	備考											
除塵設備	出来形管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第4章第1節「直接測定による出来形管理」による	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節総則による	○												
	品質管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第4章第2節「品質管理」による		○												
<p>第17章 施工管理等</p> <p>1. 主任技術者等の資格</p> <p>2. 施工管理</p> <p>3. 工事写真における黑板情報の電子化について</p>	<p>主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告による。</p> <p>施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」、「土木工事施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。</p> <p>なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを</p>															

項 目	内 容
	<p>実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準第1編共通編第2章撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準第1編共通編第2章撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL（<a href="https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html">https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html</a>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p>
4. 工事現場等における遠隔確認について	<p>(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下、「遠隔確認」という。）を行う工事である。</p> <p>(2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。</p> <p>(3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。</p> <p>(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。</p>
第18章 条件変更の補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 設計諸元等条件変更に係るもの (2) 関連工事、関係機関等との調整に係るもの (3) 不可抗力によるもの</p>

項 目	内 容
第19章 公共事業関係調査に対する協力	(4) 法・基準の改正に係るもの (5) その他本仕様書に定めのないもの  (1) 歩掛調査 本工事が歩掛調査の対象工事となった場合は、受注者はその調査実施に協力するものとする。 (2) 諸経費動向調査 本工事が諸経費動向調査の対象工事となった場合は、受注者はその調査実施に協力するものとする。
第20章 その他 1. 電子納品  2. 配置予定監理技術者等の専任期間  3. ワンデーレスポンス実施に関する事項  4. 契約後VE提案	工事完成図書を、共通仕様書(施)第1章1-1-27及び第1章1-1-29に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体(CD-R又はDVD-R) 正副2部 ・工事完成図書の出力 2部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)  (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 (3) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。 さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。  「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。 「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。 ただし、原則として閉庁日は除く。  (1) 定義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 (2) VE提案の意義及び範囲 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料、施工方法等

項 目	内 容
	<p>に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。</p> <p>2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。</p> <p>① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案</p> <p>② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案</p> <p>③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案</p> <p>(3) VE提案書の提出</p> <p>1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式1～様式4）に記載し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由</p> <p>② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。）</p> <p>③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠</p> <p>④ 発注者が別途発注する関連工事との関係</p> <p>⑤ 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項</p> <p>⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項</p> <p>2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。</p> <p>3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。</p> <p>4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(4) VE提案の適否等</p> <p>1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式5）により通知するものとする。</p> <p>ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。</p> <p>2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。</p> <p>3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。</p> <p>4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。</p> <p>5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p> <p>6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。</p> <p>7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。</p> <p>ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合において</p>

項 目	内 容
5. 工事の施工効率向上対策	<p>は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>(5) VE提案書の使用  発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>(6) 責任の所在  発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p> <p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。</p> <p>(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）  工事契約後に、円滑な工事着手が図られるよう、事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。  なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）  工事着手時、新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部、事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。  なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(3) 設計変更確認会議  工事完成前に設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部、事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が工期、設計変更内容等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。  なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(4) 建設コンサルタントの出席  上記(1)、(2)及び(3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。  なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。</p> <p>(5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。</p>
6. 工事付属品	<p>本工事で製作・据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として2部を備え付けなければならない。</p> <p>なお、この図書は第20章1. 電子納品に示す工事完成図書の出力部数には含まないものとする。</p>
7. 現場環境の改善の試行	<p>本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>(1) 内容  受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。</p>

項 目	内 容
	<p>ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p><b>【快適トイレに求める機能】</b></p> <p>ア 洋式（洋風）便器</p> <p>イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む。）</p> <p>ウ 臭い逆流防止機能</p> <p>エ 容易に開かない施錠機能</p> <p>オ 照明設備</p> <p>カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする。）</p> <p><b>【付属品として備えるもの】</b></p> <p>キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</p> <p>ケ サニタリーボックス</p> <p>コ 鏡と手洗器</p> <p>サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p><b>【推奨する仕様、付属品】</b></p> <p>シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない。）</p> <p>ス 擬音装置（機能を含む。）</p> <p>セ 着替え台</p> <p>ソ 臭気対策機能の多重化</p> <p>タ 室内温度の調整が可能な設備</p> <p>チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）</p> <p>(2) 快適トイレに要する費用</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。</p> <p>受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。</p> <p>また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。</p> <p>(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p>
8. 週休2日による施工	<p>(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。</p> <p>なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受</p>

項 目	内 容																						
	<p>注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など) は含まない。</p> <p>2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>3) 監督職員は、上記2)の受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。</p> <p>1) 補正係数</p> <table border="1" data-bbox="491 1099 1369 1346"> <thead> <tr> <th></th> <th>週単位の週休2日 (現場閉所 1週間に2日以上)</th> <th>月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費(率分)</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費(率分)</td> <td>1.06</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 補正方法 当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p> <p>(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。</p> <table border="1" data-bbox="472 1937 1193 2101"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>補正係数</th> </tr> <tr> <th>月単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工</td> <td></td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>防護柵設置工(横断・転落防止柵)</td> <td>設置</td> <td>1.02</td> </tr> </tbody> </table>		週単位の週休2日 (現場閉所 1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上)	労務費	1.02	1.02	共通仮設費(率分)	1.05	1.04	現場管理費(率分)	1.06	1.05	名称	区分	補正係数	月単位	鉄筋工		1.02	防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02
	週単位の週休2日 (現場閉所 1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上)																					
労務費	1.02	1.02																					
共通仮設費(率分)	1.05	1.04																					
現場管理費(率分)	1.06	1.05																					
名称	区分	補正係数																					
		月単位																					
鉄筋工		1.02																					
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02																					

項 目	内 容			
	<table border="1" data-bbox="472 152 1193 197"> <tr> <td data-bbox="472 152 927 197">防護柵設置工(横断・転落防止柵)</td> <td data-bbox="930 152 1043 197">撤去</td> <td data-bbox="1046 152 1193 197">1.02</td> </tr> </table> <p data-bbox="156 241 384 309">9. 週休2日制の促進</p> <p data-bbox="416 241 1468 309">(1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。</p> <p data-bbox="156 360 384 472">10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正</p> <p data-bbox="416 360 1468 427">(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p data-bbox="416 479 986 512">(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p data-bbox="440 519 922 586">1) 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。</p> <p data-bbox="440 593 1468 786">2) 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p data-bbox="440 792 951 860">3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> <div data-bbox="488 866 1082 904" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <math display="block">\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}</math> </div> <p data-bbox="416 911 1468 978">(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。</p> <p data-bbox="416 985 1468 1135">(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。</p> <p data-bbox="440 1142 1468 1254">ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p data-bbox="416 1261 1098 1294">(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。</p> <p data-bbox="416 1301 1468 1413">(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。</p> <div data-bbox="488 1420 1110 1458" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <math display="block">\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※ 1</math> </div> <p data-bbox="512 1464 767 1498">※ 1 補正係数：1.2</p> <p data-bbox="156 1541 384 1653">11. 1日未満で完了する作業の積算</p> <p data-bbox="416 1541 1468 1608">(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。</p> <p data-bbox="416 1615 1468 1682">(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p data-bbox="416 1688 1468 1756">(3) 同一作業員の作業が他職種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p data-bbox="416 1762 1468 1874">(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p data-bbox="416 1881 1468 1993">(5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p> <p data-bbox="156 2045 384 2112">12. 遠隔地からの建設資材調達</p> <p data-bbox="416 2045 1468 2112">次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前</p>	防護柵設置工(横断・転落防止柵)	撤去	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	撤去	1.02		

項 目	内 容									
に係る設計変更について	<p>に監督職員と協議するものとする。 また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="411 275 1334 398"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 275 683 313">資材名</th> <th data-bbox="686 275 1026 313">規格</th> <th data-bbox="1029 275 1334 313">調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 318 683 356">敷鉄板</td> <td data-bbox="686 318 1026 356">t=22</td> <td data-bbox="1029 318 1334 356">小牧市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 360 683 398">仮設レール</td> <td data-bbox="686 360 1026 398">37kg/m</td> <td data-bbox="1029 360 1334 398">小牧市</td> </tr> </tbody> </table>	資材名	規格	調達地域等	敷鉄板	t=22	小牧市	仮設レール	37kg/m	小牧市
資材名	規格	調達地域等								
敷鉄板	t=22	小牧市								
仮設レール	37kg/m	小牧市								
13. 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況について	<p>工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができるものとする。</p>									
14. 石綿ばく露防止対策の徹底	<p>本工事の施工に当たり、石綿含有資材又は石綿含有のおそれがある資材の使用状況を確認していないため、現場において発見した場合は、監督職員に報告し、調査及び撤去方法について協議するものとする。 また、その撤去等に当たっては、「石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）」など関係法令を遵守するものとする。</p>									
15. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）	<p>(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 (2) 受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。</p>									
16. CORINSへの登録	<p>共通仕様書（施）第1章1-1-10に基づきCORINSへ登録する場合、技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>									
第21章 定めなき事項	<p>(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上、当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。 (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>									

(別記様式1)

## 工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所長

植田 康成 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	尾張西部地区 尾西排水機場除塵設備整備工事
工 事 場 所	愛知県一宮市明地字御屋敷東地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期(工事の始期及び終期)を記載する。

令和8年度

尾張西部事業（機能保全）

尾張西部地区 尾西排水機場除塵設備整備工事

工 事 数 量 表  
【当初】

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 除塵設備製作工				
(1)ケーシングローラ①				
材料費及び製作労務費		式	1	
塗装費	エポキシ・ポリウレタン樹脂系, 淡彩色	式	1	
(2)ケーシングローラ②				
材料費及び製作労務費		式	1	
塗装費	エポキシ・ポリウレタン樹脂系, 淡彩色	式	1	
(3)昇降装置駆動部				
材料費及び製作労務費		式	1	
機器単体費		式	1	
ローラチェーン	BF140, 119リンク	個	2	
ローラチェーン	BF140, 121リンク	個	2	
スプロケット	BF140, NT=16	個	4	
塗装費	エポキシ・ポリウレタン樹脂系, 淡彩色	式	1	
(4)走行装置駆動部				
機器単体費		式	1	
プランマブロック	SV215+22215EAD1+SR130×9.5, オイルシール, 座金ナット含む	台	4	
プランマブロック	SV215M1+22215EAD1+SR130×9.5, オイルシール, 座金ナット含む	台	4	
ローラチェーン	RS100, 88リンク(オフセットリンク含む)	個	2	
スプロケット	RS100, NT=26	個	2	
スプロケット	RS100, NT=20	個	2	
チェーンカップリング	CR6022H(ケース付)	個	2	
サイクロ減速機 (モーター一体型)	CHHM2-6160DB-EP-B-165, 1.5kW	台	2	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
下部給脂配管	φ6, 銅製	式	1	
(5)コンベヤ装置駆動部				
材料費及び製作労務費		式	1	
ピロー形ユニット	UCP316D1	個	2	
機器単体費		式	1	
スプロケット	RS120, NT=21	個	1	
スプロケット	RS120, NT=29	個	1	
スプロケット	RF10100S, NT=8	個	4	
テークアップ形ユニット	CM-UCT312D1	台	2	
コンベヤチェーン	RF10100S-A2, 164リンク(A27タッチノット6PITCH毎)	個	2	
ローラチェーン	RS120, 83リンク(オフセットリンク含む)	個	1	
サイクロ減速機 (モーター一体型)	CHHM5-6175DC-EPTL-B-195, 3.7kW	台	1	
(6)油圧装置				
材料費及び製作労務費		式	1	
機器単体費		式	1	
油圧シリンダ (レキ開閉用)	14MPa, CA形, D=φ100, d=φ56, ST=306, シヤハ <sup>レ</sup> 付	台	1	
油圧シリンダ (押引用)	14MPa, CA形, D=φ125, d=φ71, ST=600, シヤハ <sup>レ</sup> 付	台	1	
油圧シリンダ (昇降用)	14MPa, TC形, D=φ180, d=φ100, ST=4500, シヤハ <sup>レ</sup> 付	台	1	
油圧ユニット	容量: 380L, ポンプ吐出量: 62L/min	台	1	
ホースリール	HRD-3-252E1相当品	台	1	
塗装費	エポキシ・ポリウレタン樹脂系, 淡彩色	式	1	
(7)深度発信装置				
材料費及び製作労務費		式	1	
機器単体費		式	1	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
スプロケット	RS40, NT=70	個	1	
スプロケット	RS40, NT=19	個	1	
スプロケット	RS40, NT=18	個	1	
ローラチェーン	RS40, 372リンク(K-17アタッチメント付)	個	1	
ローラチェーン	RS40, 59リンク(オフセットリンク付)	個	2	
深度計	PT2400G-86A	台	1	
塗装費	エポキシ・ポリウレタン樹脂系, 淡彩色	式	1	
(8) 定位置停止装置				
材料費及び製作労務費		式	1	
機器単体費		式	1	
近接スイッチ		個	12	
塗装費	エポキシ・ポリウレタン樹脂系, 淡彩色	式	1	
(9) 給電装置				
機器単体費		式	1	
(10) 走行モータカバー				
材料費及び製作労務費		式	1	
塗装費	エポキシ・ポリウレタン樹脂系, 淡彩色	式	1	
(11) 走行チェーンカバー				
材料費及び製作労務費		式	1	
塗装費	エポキシ・ポリウレタン樹脂系, 淡彩色	式	1	
(12) コンベヤモータカバー				
材料費及び製作労務費		式	1	
塗装費	エポキシ・ポリウレタン樹脂系, 淡彩色	式	1	
2. 電気設備工				

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)操作設備				
操作設備		式	1	
除塵機制御盤	鋼板製屋内閉鎖自立形, W1100×H2000×D500	面	1	
除塵機操作卓	鋼板製屋内スタンド形, W700×H900×D450	面	1	
屋外ブザー		台	1	
非常用押釦スイッチ		台	1	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1)輸送費				
輸送費		式	1	
輸送費 (除塵設備)	除塵設備, 6.8ton, 146km	式	1	
輸送費 (電気通信設備)	0.6ton, 146km	式	1	
2. 除塵設備整備工				
(1)除塵設備整備工				
撤去工	再利用なし	式	1	
据付工		式	1	
現場塗装工	3種ケレンA, エポキシ・ポリウレタン樹脂系, 淡彩色	式	1	
(2)電気設備工				
電気盤類撤去工	再利用なし	式	1	
電気盤類据付工		式	1	
配管撤去工	再利用なし	式	1	
配線撤去工	再利用なし	式	1	
配管工		式	1	
配線工		式	1	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
(3) 走行路整備工				
走行レール基礎工		式	1	
均しコンクリート	18-8-25	m3	3.2	
基礎コンクリート	21-12-25	m3	10	
鉄筋	SD295, D13	ton	0.026	
鉄筋	SD295, D16	ton	0.648	
走行レール敷設工		式	1	
(4) 試運転調整工				
試運転調整工		式	1	
3. 撤去・復旧工				
(1) 撤去・復旧工				
防護柵撤去・復旧工		式	1	
横断・転落防止柵撤去	コンクリート建込, 2.0m	m	7	
横断・転落防止柵設置	コンクリート建込, 2.0m	m	7	
4. 仮設工 (指定仮設)				
(1) 仮設レール敷設工				
敷鉄板工	設置～賃料～撤去, 供用日数120日	式	1	
仮設レール設置・撤去工	設置～賃料～撤去, 供用日数120日	式	1	
除塵設備牽引工		式	1	
(2) 仮囲い設置工				
足場工	枠組足場	式	1	
防護工	設置～賃料～撤去, 2ヶ月	式	1	
5. 産業廃棄物処理工				
(1) 産業廃棄物処理工				

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
産業廃棄物処分費（施設機械）		式	1	
産業廃棄物運搬費	廃油	回	1	
産業廃棄物処理費	廃油	L	380	
共通仮設費（積上）				
1. 運搬費				
（1）運搬費				
仮設材輸送費	敷鉄板	式	1	
仮設材輸送費	仮設レール	式	1	
2. 技術管理費				
（1）技術管理費				
塗膜成分調査		式	1	
塗膜成分調査費	溶出液作成料	検体	1	
塗膜成分調査費	溶出試験（鉛）	検体	1	





## 1. 運転操作の概要

本除塵設備は、除塵機操作室内に設置された除塵機操作卓による単独操作及び自動運転、尾西排水機場操作室内に設置された中央監視操作盤による自動運転ができるものとする。

## 2. 運転操作の内容

### (1) 運転操作方式の基本

#### ① 単独操作

単独操作を選択した場合は、油圧ポンプの運転、レーキの昇降、押引及び開閉、走行、コンベヤの運転を、各押釦スイッチの操作により単独で動作できるものとする。

なお、単独操作を選択し、かつ油圧ポンプが運転中の状態で「一掻自動スタート」の押釦スイッチを操作した場合は、一掻きの除塵動作（レーキの昇降～押引～開閉までの動作）を自動で行うものとする。

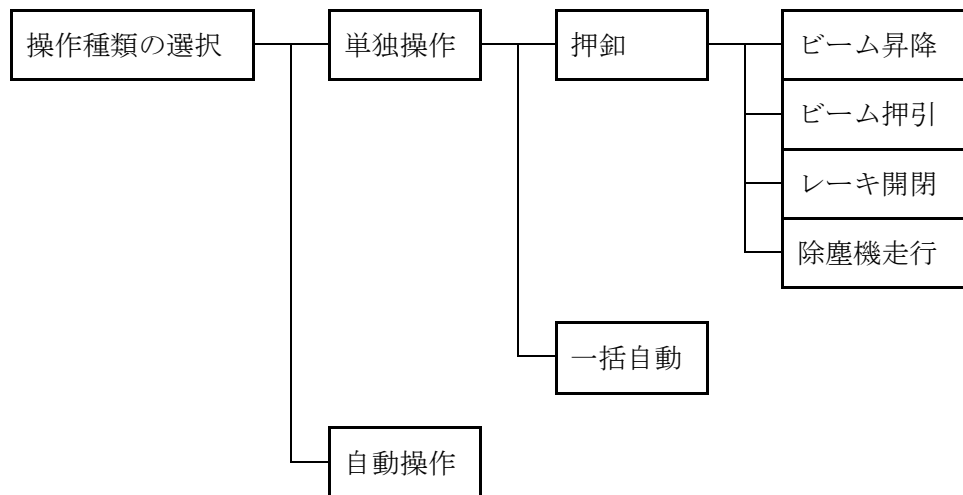
#### ② 自動運転

自動運転を選択した場合は、機場の各排水ポンプと連動し、タイマーによる間欠運転ができるものとする。

除塵機は、運転中の各排水ポンプの水路へと走行し、カウンタ装置（レーキカウンタ）にて予め設定された回数分の除塵動作を繰り返した後、排水ポンプ運転中であれば待機位置まで戻り、次のタイマーの指令まで待機するものとする。

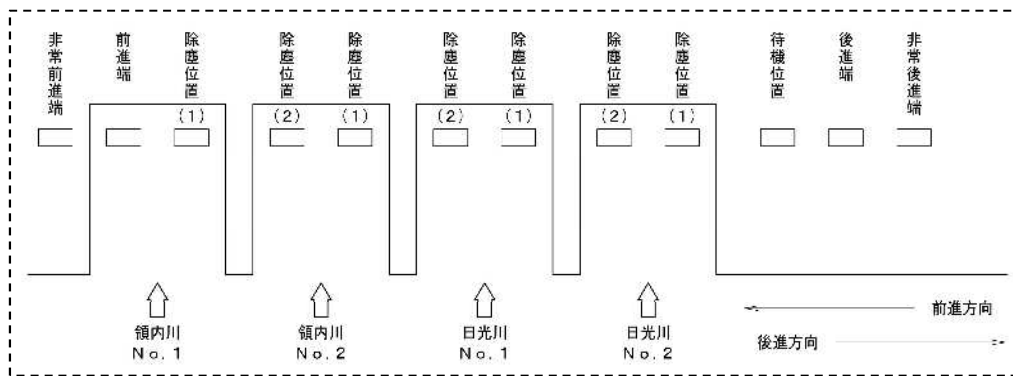
また、別のカウンタ装置（トータルレーキカウンタ）にて予め設定された回数分の除塵動作が完了した場合においては、後進端位置まで戻った時点で、自動でコンベヤによる搬出動作を行うものとする。

なお、尾西排水機場操作室内に設けられた中央監視操作盤の「自動スタート」の押釦スイッチを操作した場合、一連の除塵運転を即時にスタートできるものとする。



### (2) 走行装置の制御方式

除塵機の走行運転は、既設の走行装置及び制御装置類に採用されている「走行モータの回転数制御による停止」方式を廃止し、「近接センサー制御による減速・停止」方式により、下図に定める位置で確実に停止させるものとする。



## (2) 油圧ポンプの暖機運転

後進端位置で自動操作を選択した際に、油圧ユニットの作動油温度が5℃以下であった場合は、油圧ポンプを15分間運転するものとする。

## (3) 除塵動作時の安全対策

### ① 非常停止装置

非常開閉器（非常停止釦）を操作した場合又は過負荷等の故障により保護継電器が動作した場合は、各機器を直ちに停止させるものとする。

### ② 警報装置

走行又は除塵動作の開始時にはシグナルボイスによる音声警告を行うものとし、動作中は回転灯を点灯させ、シグナルボイスによる警報を鳴らすものとする。

## 3. 保護警報の内容

以下に示す項目について、異常状態を除塵機制御盤、除塵機操作卓及び中央監視操作盤に表示するとともに、故障ベルによる警報を発するものとする。

保護項目	運転状態	ベル警報	状態表示		
			除塵機制御盤	除塵機操作卓	中央監視操作盤
MCCBトリップ（主電源）	全停止	○	○	○ (故障一括)	○ (故障一括)
MCCBトリップ（油圧ポンプ）	油圧停止	○			
MCCBトリップ（走行モータ）	走行停止	○			
MCCBトリップ（コンベヤ）	コンベヤ停止	○			
MCCBトリップ（制御電源）	全停止	○			
動力漏電	全停止	○	○		
CPU異常	全停止	○	○		
CPU電池取替	—	○	○		
油圧ポンプ3E動作	油圧停止	○	○		
油温上昇（異常）	—	○	○		
油面低下（L）	—	○	○		
油面低下（LL）	油圧停止	○	○		
油圧異常（上下）	昇降停止	○	○		
油圧異常（押引）	押引停止	○	○		
フィルタ目詰り	—	○	○		
インバータ異常	走行停止	○	○		
走行サーマル	走行停止	○	○		
非常前進端	前進停止	○	○		
非常後進端	後進停止	○	○		
コンベヤ3E動作	コンベヤ停止	○	○		
コンベヤ過トルク	コンベヤ停止	○	○		

※運転状態の「—」表記は、運転可能であることを示す。